

第三次川越市総合計画後期基本計画の策定方針

- 1 基本構想と後期基本計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 後期基本計画の名称、期間及び構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 3 「将来人口」について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 4 後期基本計画策定における市民参加・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

1 基本構想と後期基本計画の位置付け

第三次川越市総合計画基本構想（以下「基本構想」という。）は、

- ① まちづくりに対する基本的な考え方を示した「基本構想の理念」
- ② 本市が目指すべき10年後の姿である「将来都市像」と将来都市像を支える柱となる「基本目標」
- ③ 10年後の本市の人口見通しである「将来人口」
- ④ 本市の土地利用の基本方針を示した「土地利用構想」
- ⑤ 基本目標を踏まえた施策を展開するための方向性を示した「施策の大綱」により構成されている。

第三次川越市総合計画前期基本計画（以下「前期基本計画」という。）は、この基本構想を踏まえて平成18年度から平成22年度までの基本的な施策を体系的に示している。

前期基本計画が平成22年度に終了することに伴い、平成23年度以降の基本的な施策の方向性について定める計画においては、

- ・ 基本構想に定める項目が現状と比較してどのような変更があったのか
 - ・ 本市をとりまく社会環境はどのように変化しているか
- などを把握し、計画の内容を整理する必要がある。

基本構想に定める項目と現状とを比較すると、2ページ～3ページのとおりであり、基本構想で示したまちづくりの方向性としては現在もおおむね継続しているものと考えられる。

「本市をとりまく社会環境」については、経済情勢や地方をめぐる動向については変化がみられるものの、基本構想で示した社会環境に対する認識は、おおむね現在も継続しているものと考えられる。

このため、平成23年度以降の基本的な施策の方向性について定める計画は、基本構想で示されている理念や方向性を前提とした計画とすることが妥当であるといえることから、この計画を第三次川越市総合計画後期基本計画（以下「後期基本計画」という。）として策定するものとする。

◆基本構想に定める項目と現状との関係

① 基本構想の理念

基本構想の理念に掲げる5つのまちづくりは、川越市民憲章の考え方を尊重して定められている。また、各行政分野が将来にわたって目指すべき方向性を示していることから、現状においても大きな変化はないと考えられる。

② 将来都市像及び基本目標

将来都市像である「ひと、まち、未来、みんなでつくる いきいき川越」は、市民と市との協働によるまちづくりと地域の活性化を目指している。

「協働によるまちづくり」は今後の公共サービスの担い手として更なる連携が求められる市民と市との関係を、「地域の活性化」は本市が将来にわたって発展していくためのまちづくりのあり方をそれぞれ明らかにしたものである。このため、現状においてもこの認識には大きな変化はないと考えられる。

③ 将来人口

基本構想における平成22年時の推計人口は339,856人であるのに対し、平成22年1月1日現在の総人口は339,811人であり、推計人口を45人(0.01%)下回っている状況にある。

また、平成27年の将来人口は340,268人であり、現在の総人口との差は457人であることから、人口推計と現状の人口とはおおむね一致していると考えられる。

④ 土地利用構想

国の土地政策は、都市の郊外化やスプロール化を抑制し、市街地への回帰を目的とした平成18年の都市計画法改正などにより、開発志向から開発抑制志向へと転換している。

しかし、鉄道網や道路網を軸とした本市の都心核、地域核、ネットワーク軸などの主要な都市構造に関する考え方や用途地域に即した土地利用に関する考え方は、前期基本計画策定時と比較しても大きな変化はないと考えられる。

⑤ 施策の大綱

現在実施中又は計画している事務事業は、「章」－「節」－「施策」－「細施策」という施策体系に位置付けられている。

この施策体系の「章」や「節」の前提となっている「施策の大綱」については、社会変化や行政上の課題を考慮しても大きな変化はないと考えられるが、施策や細施策などは、実情を考慮して必要な見直しを行う。

◆本市をとりまく社会環境

本市をとりまく社会環境としては、基本構想策定時に6つの視点を示していた。全般的には現在もおおむね継続しているものと考えられるが、経済や地方をめぐる動きについては変化がみられる。

- a 「(3) 経済の長期的な低迷から再生へ」から「(3) 世界経済の運動性の高まりと地方自治体への影響」への変化について

基本構想策定当時、金融機関の不良債権問題の解決にも一定のめどが立ち、景気も緩やかな回復を続けている状況であった。

現状では、世界の金融資本市場の危機をきっかけとした世界的な景気後退期にあり、設備投資や雇用情勢も本格的な回復の動きが見られない。

- b 「(5) 急激なIT社会の進展」から「(5) IT化・グローバル化」への変化について

IT化については認識の変化はないものの、情報通信技術の発達などの影響により経済的取引だけでなく環境、文化、雇用などあらゆる面でのグローバル化が進みつつある。このため、グローバル化についての認識も示す必要がある。

- c 「(6) 地方分権の進展と行財政改革」から「(6) 地方の自主性・自律性の確立」、 「(7) 市民との協働、企業との連携」及び「(8) 周辺地域との連携・交流」への変化について

地方分権や行財政改革に関する認識は基本的に変化しない。しかし、地方分権の進展に伴って地方の自主性や自律性が高まることや、平成の大合併後における地方間の行財政運営のあり方(周辺市町村との広域行政や都道府県と市町村との地方行政のあり方など)について項目を分けて今後の方向性を示す必要がある。

また、基本構想でも示して市民と行政の協働については、今後さらに重要性が高まると考えられることから、項目を分けて認識を示す必要がある。

「本市をとりまく社会環境」について、基本構想策定時から後期基本計画策定に向けての変化を表すと、次の表のとおりとなる。

| 後期基本計画 (素案) | 基本構想・前期基本計画 |
|-----------------------------------|---------------------------|
| (1) 急激な少子高齢化と人口減少 | (1) 急激な少子高齢化と人口減少 |
| (2) 持続可能な社会への新たな展開 | (2) 持続可能な社会への新たな展開 |
| (3) <u>世界経済の運動性の高まりと地方自治体への影響</u> | (3) <u>経済の長期的な低迷から再生へ</u> |
| (4) 求められる安全・安心な暮らし | (4) 求められる安全・安心な暮らし |
| (5) <u>IT化・グローバル化の進展</u> | (5) <u>急激なIT社会の進展</u> |
| (6) <u>地方の自主性・自律性の確立</u> | (6) <u>地方分権の進展と行財政改革</u> |
| (7) <u>市民との協働、企業との連携</u> | |
| (8) <u>周辺地域との連携・交流</u> | |

2 後期基本計画の名称、期間及び構成

後期基本計画の名称、期間及び構成は、次のとおりとする。

- (1) 名 称
基本構想を前提とした計画として策定することから、名称を「第三次川越市総合計画後期基本計画」とする。

- (2) 期 間
基本構想を前提とした計画として策定することから、計画期間は平成 23 年度～平成 27 年度までの 5 年間とする。

- (3) 構 成
後期基本計画の構成は、前期基本計画をベースとするが、次の点に留意した計画の構成とする。

① 市民に分かりやすい計画
川合市長の下での最初の総合計画であり、計画の背景（人口、産業、本市の特性など）や今後力を入れていく施策を市民に分かりやすく伝える必要がある。

② 実現性に配慮した計画
総合計画は行政分野全般を網羅するものであるため、総花的とならざるを得ない面もある。しかし、厳しい財政状況を踏まえ、事業の選択と集中を図る必要があることから、施策の内容についても 5 年間の実現性について十分配慮する必要がある。

③ 収支見通しと連携した計画

- ・ 景気の低迷や生産年齢人口の減少による収収減
- ・ 高齢化の進展による社会保障費の増加や既存の社会資本の維持更新に要する費用の増大

などにより、政策的・投資的経費の圧迫が見込まれることから、一定期間（5 年間程度）における収支見通しを踏まえた計画とする必要がある。

前期基本計画と後期基本計画の構成の比較

| 後期基本計画 (案案) | 前期基本計画 |
|--|--|
| 1 後期基本計画の位置付け | 1 前期基本計画の位置付け |
| 2 後期基本計画の名称及び期間 【新規】 | |
| <p>3 社会状況の変化と施策に対する市民の意識</p> <p>(1) 急激な少子高齢化と人口減少</p> <p>(2) 持続可能な社会への新たな展開</p> <p>(3) 世界経済の連動性の高まりと地方自治体への影響</p> <p>(4) 求められる安全・安心な暮らし</p> <p>(5) IT化・グローバル化の進展</p> <p>(6) 地方の自主性・自律性の確立</p> <p>(7) 市民との協働、企業との連携</p> <p>(8) 周辺地域との連携・交流</p> <p>4 人口推計</p> <p>5 土地利用</p> <p>(1) 土地利用の基本方針</p> <p>(2) 用途別土地利用</p> <p>(3) 地域別土地利用</p> <p>【新規】</p> <p>6 産業</p> <p>【新規】</p> <p>7 まちづくり重点戦略</p> <p>8 分野別計画</p> <p>○分野別計画の体系</p> <p>○共通章</p> <p>○第1章 保健・医療・福祉</p> <p>○第2章 教育・文化・スポーツ</p> <p>○第3章 都市基盤・生活基盤</p> <p>○第4章 産業・観光</p> <p>○第5章 環境</p> <p>○第6章 地域社会と市民生活</p> <p>【新規】</p> <p>9 財政計画</p> | <p>4 前期基本計画の施策体系</p> <p>○共通施策</p> <p>○第1章 保健・医療・福祉</p> <p>○第2章 教育・文化・スポーツ</p> <p>○第3章 都市基盤・生活基盤</p> <p>○第4章 産業・観光</p> <p>○第5章 環境</p> <p>○第6章 地域社会と市民生活</p> |

(4) 施策の重点化

基本計画では、施策を分野別に分類して施策の方向性を明らかにすることが一般的な構成となっている。しかし、最近では、分野別施策とは別に計画期間内に戦略的・優先的に取り組む施策を重点施策に位置付ける自治体もある。

限られた行政資源を効果的に活用し、行政運営の方向性を市民に分かりやすく説明するためには、基本計画段階での施策の重点化も効果的と考えられる。また、市長公約など重点的に取り組むべき施策についても、総合計画上明らかにすることも可能となる。

後期基本計画においても、共通施策と6つの分野別とは別に、行政分野をまたがる3～5程度の重点施策（戦略）を抽出して、体系化する。

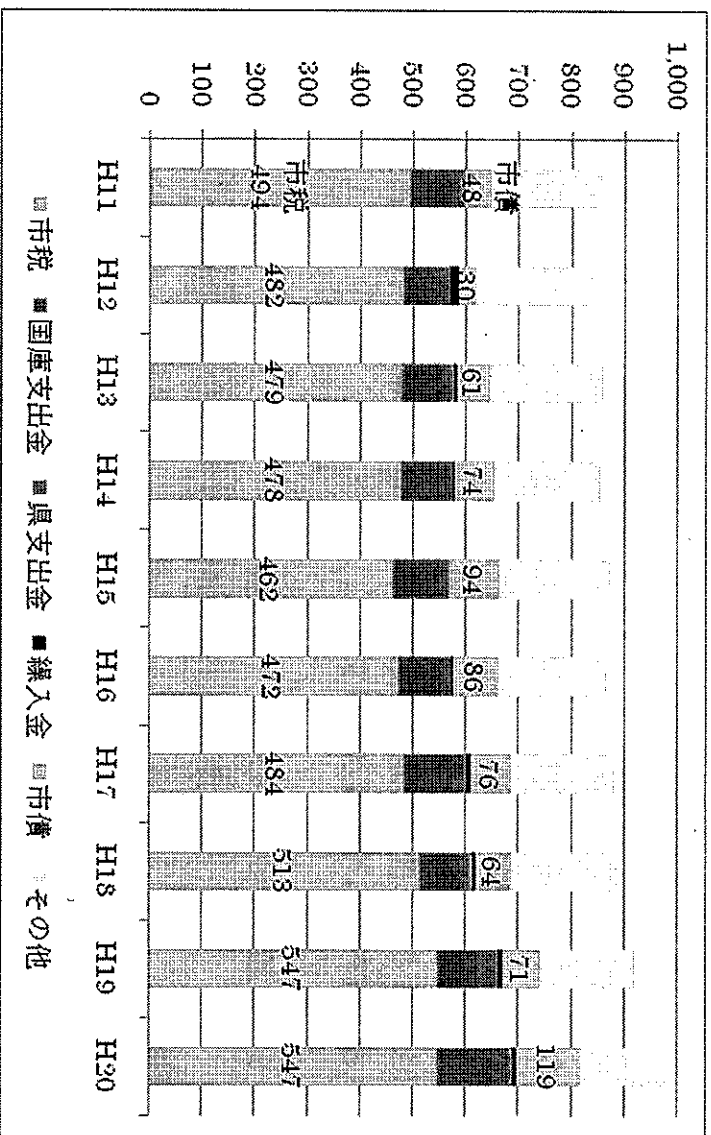
なお、重点施策に掲げる個別の施策・事業のイメージは、

・分野別施策の中から特に効果的・優先的と考えられる施策・事業を抽出して位置付ける方法（宇都宮市）

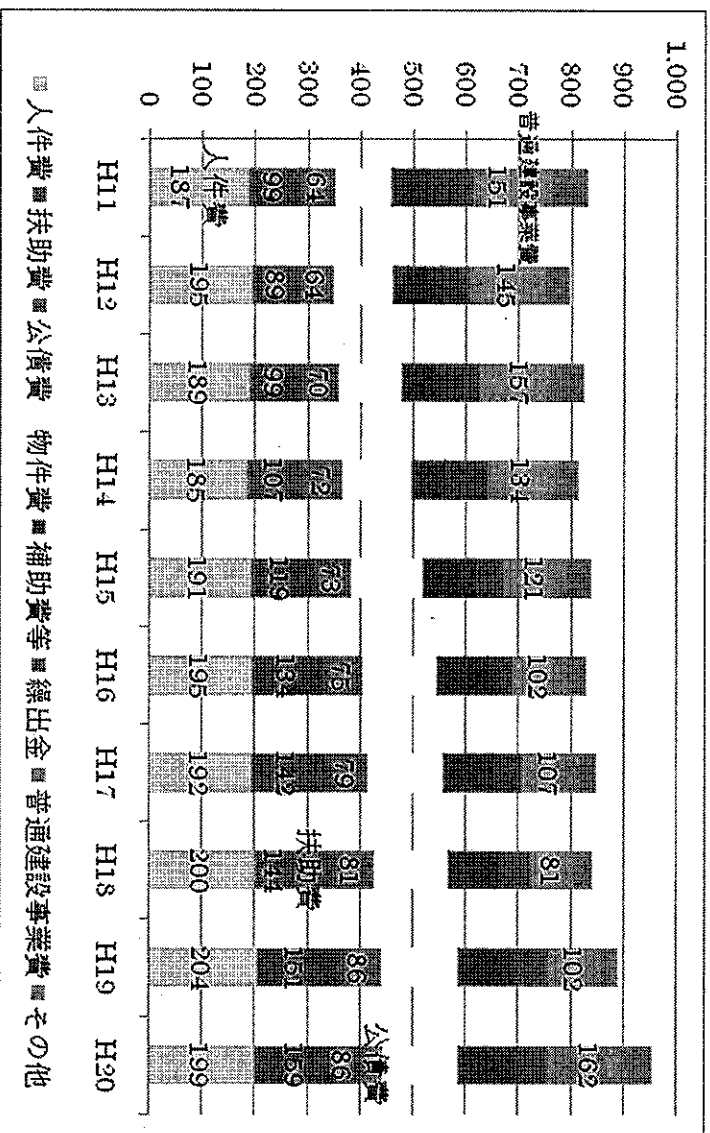
・一部の重点施策・事業を分野別計画の施策・事業として再掲する方法（埼玉県）
などがある。

| 川越市(案1) | 川越市(案2) | 埼玉県 | 宇都宮市 | 所沢市 |
|--|--------------------------------------|---|--|---|
| 1 次世代育成推進戦略(3項目) *子育て支援、健康づくり、教育 | 1 まちづくり(2項目) *都市基盤、観光 | I 県民の力 結集戦略(8項目) *就業支援、地域活動、高齢者介護、障害者就労、保健・医療、危機・災害対策、防犯、交通安全 | 「幸せ力」アップ戦略(5項目) *子育て、高齢者福祉、安全安心、交通施策、環境 | 1 新たな地域コミュニティの構築(3項目) *コミュニティネットワークの構築、コミュニティ事業の推進、行政体制の整備 |
| 2 元気な地域創造戦略(2項目) *農業、工業、就労支援、観光、スポーツ、防犯・防災、文化振興 | 2 ひとづくり(2項目) *教育、子育て支援、就労 | II 次世代の力 育成戦略(4項目) *子育て支援、学力向上、人材育成、不登校・非行防止 | 「ブランド力」アップ戦略(2項目) *都市基盤 | 2 総合的な子ども支援の推進(4項目) *情報の共有化等、大学による専門的対応、待機児童対策、放課後児童対策 |
| 3 豊かな暮らし創造戦略(3項目) *都市基盤、安全安心、環境 | 3 暮らしづくり(2項目) *葬祭事業、産業、地域活動、環境、福祉 | III 民の活力 応援戦略(4項目) *経営者支援、農業支援、産業立地・創業支援、圏央道地域の産業活性化 | 「底力」アップ戦略(3項目) *教育、農業、地域自治 | 3 ユニバーサルデザインの取組(2項目) *基本構想に基づく取組、ユニバーサルデザインの取組 |
| | 4 しくみづくり(2項目) *行財政運営 | IV 地域の魅力 創造戦略(7項目) *円滑な自動車交通、公共交通のバリアフリー化、地域文化の振興、スポーツ振興、自然環境の保全等、循環型社会の構築、田園都市の創造 | | 4 地域からの地球温暖化対策の促進(3項目) *省エネルギーの取組、「生ごみの減量と資源化」の取組、「市街地の緑化推進と雑木林の保全」の取組 |
| | 5 げんきづくり(1項目) *健康づくり、医療 | | | |

普通会計における歳入の推移



普通会計における歳出の推移



今後5年間の財政予測

後期基本計画における財政収支の予測は、次のとおりです。この計画の事業費については、主に一般行政経費が充てられます。

なお、この財政予測は、平成17(2005)年度に把握できる範囲であり、平成18(2006)年度に詳細が確定する三位一体の改革や、今後の社会経済情勢により大きく変動する可能性があります。

今後5年間の財政収支の予測 (普通会計)

単位：百万円

| | 18年度推計 | 19年度推計 | 20年度推計 | 21年度推計 | 22年度推計 |
|-------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 歳入 | | | | | |
| 市税 | 48,208 | 49,389 | 48,980 | 48,086 | 48,361 |
| 国・県支出金 | 10,067 | 10,294 | 10,513 | 10,734 | 10,957 |
| 市債 | 5,054 | 1,864 | 1,745 | 1,745 | 1,745 |
| その他 | 11,921 | 11,070 | 10,811 | 10,884 | 10,957 |
| 歳入合計 | 75,250 | 72,617 | 72,049 | 71,449 | 72,020 |
| 歳出 | | | | | |
| 人件費 | 22,471 | 22,755 | 22,807 | 22,664 | 22,360 |
| 公債費 | 7,177 | 7,560 | 7,718 | 7,596 | 7,396 |
| 扶助費 | 13,054 | 13,635 | 14,041 | 14,453 | 14,843 |
| 一般行政経費等 | 32,548 | 28,667 | 27,483 | 26,736 | 27,421 |
| 歳出合計 | 75,250 | 72,617 | 72,049 | 71,449 | 72,020 |

過去5カ年間の決算額及び決算見込額 (普通会計)

単位：百万円

| | 13年度推計 | 14年度推計 | 15年度推計 | 16年度推計 | 17年度推計 |
|-------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 歳入 | | | | | |
| 市税 | 50,142 | 49,294 | 48,047 | 47,964 | 48,286 |
| 国・県支出金 | 12,316 | 10,459 | 9,636 | 10,283 | 9,888 |
| 市債 | 8,103 | 12,152 | 11,041 | 6,813 | 5,399 |
| その他 | 20,274 | 19,601 | 15,933 | 17,728 | 15,850 |
| 歳入合計 | 90,835 | 91,506 | 84,657 | 82,788 | 79,423 |
| 歳出 | | | | | |
| 人件費 | 22,038 | 21,878 | 21,757 | 22,010 | 22,178 |
| 公債費 | 5,965 | 6,312 | 6,376 | 6,032 | 6,343 |
| 扶助費 | 8,706 | 9,631 | 10,761 | 11,880 | 12,495 |
| 一般行政経費等 | 49,154 | 49,811 | 40,951 | 38,159 | 36,877 |
| 歳出合計 | 85,863 | 87,632 | 79,845 | 78,081 | 77,893 |

3 「将来人口」について

平成 22 年時の推計人口は 339,856 人であるのに対し、平成 22 年 1 月 1 日現在の総人口は 339,811 人で、推計人口を 45 人 (0.01%) 下回っている状況にある。最近の人口動態の傾向としては、出生と死亡の増減 (自然動態) の差は縮小する傾向にあり、出生数は約 2,700 人、死亡数は約 2,400 人となっている。

一方で、転入と転出の増減 (社会動態) は、都心への回帰傾向などにより転出が転入を上回る年 (平成 10 年、平成 12 年～平成 14 年、平成 17 年) もあったが、平成 18 年以降は転入が転出を上回っている。特に、市街地を中心としたマンション建設の影響などにより、平成 20 年には 2,057 人の社会動態の増があった。

前期基本計画においては、昭和 55 年～平成 12 年の国勢調査での人口動態を踏まえ、さらに、現在進行している開発事業等の要因 (下の表参照) を含めて人口推計を行い、平成 22 年には 339,856 人、平成 27 年には 340,268 人と想定した。

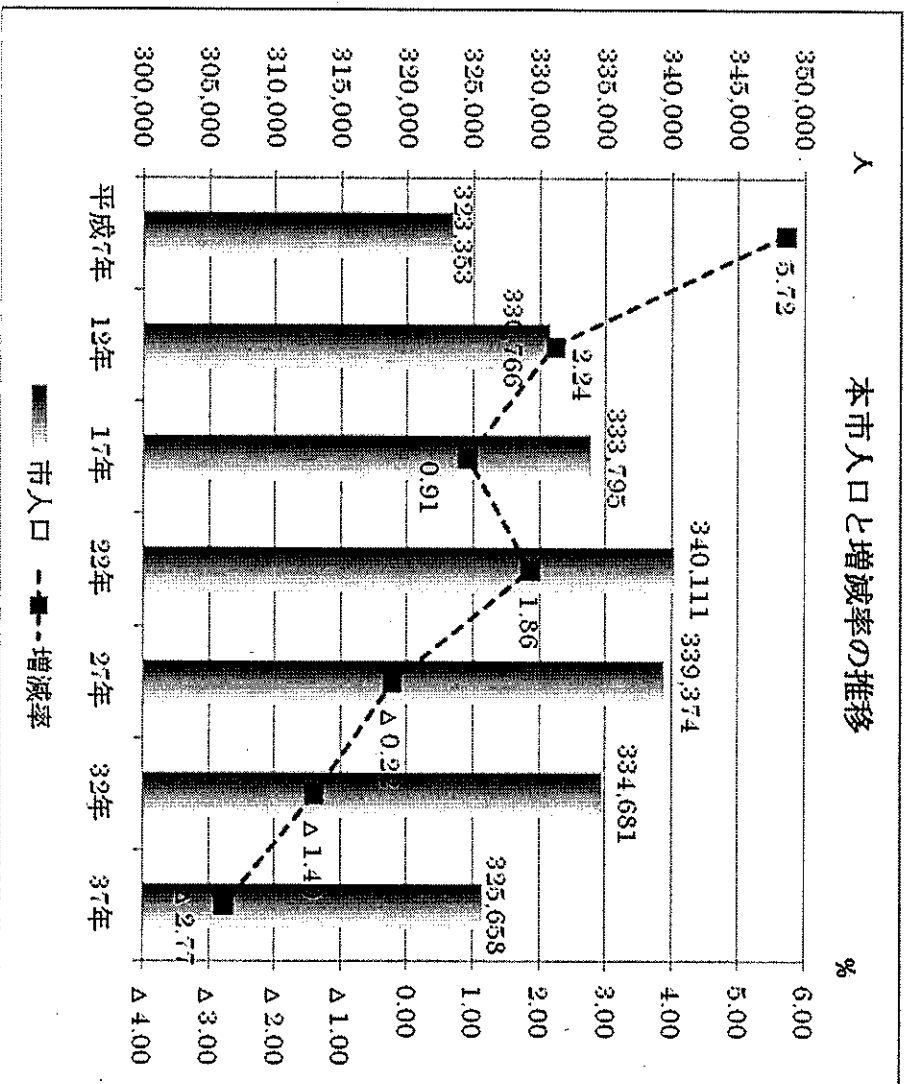
なお、南古谷駅周辺整備事業 (19.4ha・1,164 人の増加見込み) と高階土地区画整理事業 (72.51ha・1,131 人の増加見込み) は、増加要因に加えなかった。

| No. | 人口推計に加味した要因 | 面積等 | 増加見込人口 |
|-----|------------------------|--------|---------|
| 1 | 南古谷駅西地区計画 (イズミ自動車工業跡地) | — | 1,035 人 |
| 2 | 川越駅西口土地区画整理事業 (第 2 工区) | 6.2ha | 351 人 |
| 3 | 藤木土地区画整理事業 | 12.1ha | 573 人 |
| 4 | 岸町三丁目土地区画整理事業 | 1.66ha | 158 人 |
| 5 | 大塚新田第二土地区画整理事業 | 27.9ha | 1,638 人 |
| | 合 計 | | 3,755 人 |

今後の人口については、景気の低迷により新築マンションの着工数が減少していることや現在の土地区画整理事業についても人口に対する影響が確定しない。このため、後期基本計画における人口推計は、従来通り国勢調査での人口動態を基本としながら平成 19 年～平成 22 年までの一時的な人口増加の要因等を加味して次のように推計するものとする。

なお、過去の総合計画における人口推計は、計画期間内の人口の見通しを示していた。しかし、今後は日本の総人口が減少するなど過去に例のない事態に直面するなど行財政運営における長期的な展望も必要となることから、推計の信頼性も確保しつつ、平成 27 年以降の人口についても推計するものとする。

前期基本計画が終了する平成 22 年度の人口は、計画人口を上回り、その後数年程度は同水準を維持すると見込まれるものの、平成 27 年以降は徐々に減少すると見込まれる。



| | 平成7年 | 12年 | 17年 | 22年 | 27年 | 32年 | 37年 |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 市人口 | 323,353 | 330,766 | 333,795 | 341,877 | 340,536 | 335,211 | 325,400 |
| 増減率 | 5.72 | 2.24 | 0.91 | 2.42 | △ 0.39 | △ 1.56 | △ 2.93 |

4 後期基本計画策定における市民参加

後期基本計画は基本構想を前提として策定するが、市政への市民参加を進めるため、後期基本計画においても次の市民参加の手法について検討する。

- ① 後期基本計画原案を審議する「川越市総合計画審議会」への委員登用（市民は論文選考により学識経験者として委嘱予定）
- ② 後期基本計画原案に対する意見公募手続の実施
- ③ 地域団体や各種団体への説明会等の実施